

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行						改正案					
第1条 省略 (設置)						第1条 省略 (設置)					
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。						第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任意務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任意務	委員定数	委員の構成	任期
市長	省略					市長	省略				
	三田市健康福祉審議会	市の健康福祉施策に関する事項についての調査審議	30人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市議会議員 (4) 市長が必要と認める者	2年		三田市健康福祉審議会	市の健康福祉施策に関する事項についての調査審議	50人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市議会議員 (4) 市長が必要と認める者	2年
教育委員会	省略					教育委員会	省略				
	三田市心身障害児就学指導委員会	(1) 心身障害児に係る就学相談及び就学指導に関する事項についての調査審議 (2) 心身障害児に係る教育の啓発に関する事項についての調査審議	18人以内	(1) 学識経験者 (2) <u>三田市教育委員会(以下この部において「委員会」という。)</u> が必要と認める者	2年		三田市教育振興基本計画検討委員会	市の教育振興基本計画策定に関する事項についての調査審議	12人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) <u>三田市教育委員会(以下この部において「委員会」という。)</u> が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで
省略						省略					
以下省略						以下省略					